

I. はじめに

2019年7月に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るために、時価算定会計基準・同適用指針がASBJから公表されました（詳しい内容はVol.50「時価の算定に関する会計基準」に掲載）。このとき、以下の項目については、関係者との協議等に一定の期間が必要とされたことから、具体的な取り決めが見送られました。

- 投資信託の時価の算定
- 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記

その後、ASBJでの審議を経て、本年6月に上記の取扱いを反映した新たな適用指針が公表されたため、本Newsletterではその内容を解説いたします。

II. 投資信託の時価の算定

(1) 投資信託財産が金融商品のケース

投資信託が金融商品取引所に上場しており、その市場における取引価格が存在する場合、当該価格が時価になります。

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約又は買戻請求が主要な清算手段となっている投資信託

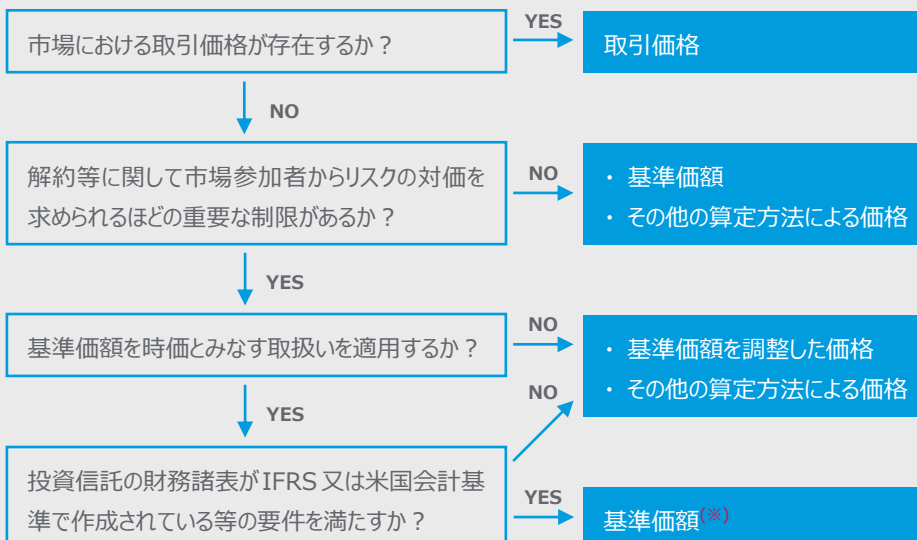
については、購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができるため、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものとして、基準価額を時価とします。ただし、時価算定会計基準の時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格を利用することもできます。

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

他方、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額が出口価格となるわけではなく、一定の調整が必要となります。ただし、この調整には実務的な困難が想定されることから、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなす^(※)ことができます。

- ① 投資信託の財務諸表がIFRS又は米国会計基準に従い作成されている場合
- ② 投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号又はTopic820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合
- ③ 投資信託財産について、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価されている場合

【投資信託財産が金融商品のケースにおける時価判定フローチャート】



(※) 基準価額を時価とみなす場合の注記（重要性が乏しい場合の省略規定あり）

- ① 金融商品の時価注記に当該投資信託も含まれている旨
- ② 時価のレベルごとの内訳等に関する事項が注記不要であり、注記していない旨
- ③ 当該投資信託の貸借対照表額の合計額
- ④ ③の期首残高から期末残高への調整表
- ⑤ ③の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

なお、時価の定義を踏まえると、原則として、時価の算定日における基準価額を使用することとなりますが、海外で設定された投資信託については情報の入手が困難な可能性があるため、時価と基準価額の算定日の差異が短い（通常は1ヶ月程度）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができます。

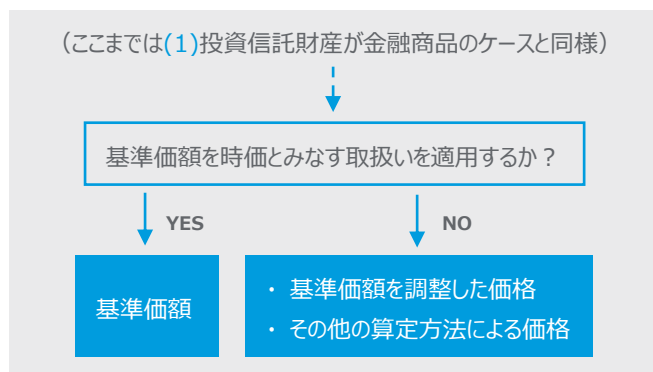
(2) 投資信託財産が不動産のケース

まず、市場における取引価格が存在する場合、投資信託財産が金融商品である場合と同様に、当該価格が時価になります。

次いで、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、特段の定めがないことに起因して、実務上、会計処理に多様性が生じており、時価をもって貸借対照表価額としているケースと、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としているケースが見られます。しかし、投資信託財産が金融商品か不動産かにかかわらず、通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながります。そこで、会計処理についても、時価をもって貸借対照表価額とすることで統一することとしています。

具体的に、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、投資信託財産が金融商品である場合と同様に、基準価額又はその他の算定方法による価格が時価となります。重要な制限がある場合、基準価額に一定の調整が必要であるものの、投資信託財産が金融商品である場合と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができますが、次の点で相違が見られます。

- 投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額が存在しない場合が考えられるため、入手し得る直近の基準価額を使用する
- 投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、(1)①～③のような要件は設けていない



(3) (1)及び(2)に共通の取扱い

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、(1)又は(2)のどちらの取扱いを適用するかは、企業が実態に合わせて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断します。

また、投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がありますが、これは売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目には含めません。

III. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記

組合等への出資は金融資産であるため、金融商品会計基準では、従来から時価の注記を求めています。時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に、時価の注記を行っていないケースが見られます。

ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があると考えられます。

したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、時価の注記を要しないこととし、その場合、次の事項を注記します。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しません。

- ① 上記の取扱いを適用し、時価を注記していない旨
- ② 上記の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表価額の合計額

IV. 適用時期

今回の改正は2023年3月期の期首から適用されますが、改正前と同じ2022年3月期の期首又は同期末から早期適用することも認められています。

改正適用指針の適用初年度においては、新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記します。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>